

よかトレ実践ステーションの認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市の高齢者が主体的に介護予防に取り組む場の創出と継続を支援するとともに、地域における介護予防の推進を図ることを目的として、よかトレ実践ステーションの認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) よかトレ 介護予防に資する体操のうち福岡市が推奨する以下の体操の総称

ア かんたん体操

イ 足元気体操

ウ ラジオ体操第一

エ 祝いめでた体操

オ 黒田節体操

カ 南区健康体操(いきいき体操)

キ 上記アからカまでに掲げるもののほか、市長が特に介護予防に資する体操と認めるもの
(ただし、特定の趣味・スポーツ等は除く。)

(2) よかトレ実践ステーション よかトレを実践する団体(法人等(※)も含む。以下、同じ。)として、福岡市の認定を受けたもの

(※) 法人等…

①市関連施設(老人福祉センター、市民センター、市民体育館、公民館等)

②介護保険事業所

③社会福祉法人

④その他市長が認めた施設等

(認定申請)

第3条 よかトレ実践ステーションの認定を希望する団体は、認定申請書(様式第1号-①、様式第1号-②)を市長へ提出するものとする。なお、様式第1号-①については会則を添付すること。

(認定要件)

第4条 市長は、前条の規定により認定申請を行った団体が、次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該団体についてよかトレ実践ステーションとして認定するものとする。

《住民団体の場合》

- (1) 地域の方が自由に参加できる体制であること。
- (2) 月に原則2回以上の活動があり、毎回よかトレを実践すること。
- (3) 65歳以上の福岡市民が5名以上参加していること。
- (4) 65歳以上の福岡市民の構成割合が概ね6割以上であること。
- (5) 活動場所が福岡市内であること。

《法人等の場合》

- (1) 地域の方が自由に参加できる体制であること。
- (2) 月に原則2回以上、地域住民を対象によかトレを実践すること(地域住民と一緒に施設入居者等が参加することは差し支えない。ただし、介護保険事業所は介護保険事業とは一線を画

して実践すること。)

(3) 施設の所在地が福岡市内であること。

(4) 市内に住む高齢者が気軽に介護予防活動に参加できるよう、参加費用を設定する場合は無償あるいは低額とすること。

(欠格要件)

第5条 市長は、前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する団体については、よかトレ実践ステーションとして認定することができない。

(1) 自らの製品等の販売や事業への勧誘等の営利を目的とした活動や、宗教活動、選挙活動等を行う団体

(2) 団体の代表等が、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

(3) その他、市長がよかトレ実践ステーションとして認定することが不相当であると判断した団体

(認定)

第6条 市長は、第3条の規定により認定申請を行った団体について、第4条及び第5条の規定に基づき認定の可否を判断し、その結果を当該団体に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により、よかトレ実践ステーションとして認定した団体(以下「認定団体」という。)に対し、よかトレ実践ステーション認定書を交付するものとする。

(現状の確認)

第7条 市長は、認定団体について、よかトレの実践状況を適宜確認するものとする。

(認定の辞退)

第8条 認定団体は、第4条の認定要件を満たさなくなったとき、第5条の欠格要件に該当することとなったとき又は認定を希望しなくなったときは、速やかによかトレ実践ステーション辞退届出書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(認定の取消)

第9条 市長は、認定団体が第4条の認定要件を満たさないこととなった場合又は第5条の欠格要件に該当することとなった場合は、認定を取り消すことができる。

附則

(施行日)

この要綱は、平成29年2月1日より施行する。

この要綱は、平成30年11月1日より施行する。